

広島県水道広域連合企業団公告式条例をここに公布する。

令和4年12月1日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第1号

広島県水道広域連合企業団公告式条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項及び第5項の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の条例等の公布に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に企業長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、企業団の公報に登載して行う。ただし、天災事変により、公報に登載して公布することができないときは、企業団の掲示場に掲示して、これに代えることができる。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(管理規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び企業長名を記入して、企業長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、企業団の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「企業長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、企業団の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「管理規程」とあるのは、「企業団の機関の定める規程」と、「企業長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「企業長印」とあるのは、「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則若しくは管理規程又は企業団の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則、管理規程又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

(公報の発行)

第7条 第2条第2項の公報は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規程で定めるものをいう。）により不特定多

数の者が公報に登載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて規程で定めるものとする方法により発行するものとする。

2 前項に規定する方法による公報の発行は、公報に登載すべき事項を企業団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に企業団の使用に係る電子計算機から送信し得る状態になったときに行われたものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、電子情報処理組織に係る事故その他の特別の事情により、同項に規定する方法により公報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、書面をもって発行することにより、これに代えることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。